

管路更新ペースの引上げに向けた
官民連携手法の具体化に係る
市場調査実施要領

令和8年9月
大阪市

目次

- 1 調査目的
- 2 市場調査の実施方法
 - (1) 参加資格
 - (2) 参加申込手続
 - (3) 資料の貸与及び守秘義務に関する誓約書の提出
 - (4) 参加事業者との意見交換
- 3 参加事業者を求める提案や意見等
 - (1) 本官民連携事業の概要
 - (2) 本事業の実現に向けて求める提案や意見等
 - (3) 提案や意見等の提示方法
- 4 市場調査結果の概要の公表等
- 5 留意事項・その他
- 6 スケジュール
- 7 事務局

1 調査目的

本市では、老朽インフラ対策及び地震対策の強化として管路更新ペースを引き上げることとしており、これにより、令和 17 年度までに全ての鋳鉄管の解消による水道施設全体の南海トラフ巨大地震対策の完了、令和 35 年度までに更新の目安である使用可能年数を超過した管路（以下「使用可能年数超過管路」といいます。）の解消、重要施設に至る管路及び基幹管路ネットワークを構成する管路の耐震化による上町断層帯地震対策の推進を図ることとしています。

管路更新ペースの引上げにあたっては、施工規模が大きく難度が高い基幹管路や、個別の現場状況に応じた工法検討が必要となる水管橋、軌道横断管路について、設計・施工プロセスを一体的に行い、民間事業者の専門性や技術力を活用できる官民連携手法の導入を検討しています。

今回実施する市場調査は、官民連携手法を活用した管路更新事業（以下「本事業」といいます。）の具体化に向けて、事業期間、事業対象、事業規模、事業スキーム、官民の役割分担、リスク分担、VFM の確保等に関し、民間事業者から幅広く提案や意見等を募ることを目的として実施するものです。

2 市場調査の実施方法

実施方法は、次のとおりです。

（1）参加資格

参加資格要件は、次のアからエのいずれかを満たす法人又は法人のグループとします。

ア 日本国内の国、地方公共団体又は水道事業者等（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 2 条の 2 第 1 項に規定する「水道事業者等」をいいます。）が行う、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づく事業において、代表企業又はコンソーシアムの構成員として応募実績を有していること。

イ 官公庁発注の管路工事において、設計から施工に至る一連の業務（事業期間が 2 年以上のものに限ります。）の応募実績を有していること。

ウ 市街地内において、官公庁発注の口径 400 ミリメートル以上の管路工事の設計又は施工の実績（業務委託受注者又は工事請負受注者として完了させた実績）を有していること。

エ 本市が示す前提条件を踏まえ、事業内容及び事業スキームについて具体的な提案や意見を述べるができること。

(2) 参加申込手続

ア 参加申込方法

別紙1「参加申込書」を電子メールで事務局へ提出してください。事務局が「参加申込書」を受領した後、受領確認の通知を電子メールで送信します。

電子メール：kanro-pfi@suido.city.osaka.lg.jp

イ 参加申込書の受付期限

令和8年10月9日（金曜日）午後5時まで

なお、受付期限前であっても、参加申込書を受領した事業者から順次、資料貸与及び意見交換の日程調整を行います。

(3) 資料の貸与及び守秘義務に関する誓約書の提出

本市場調査において、より有意義かつ具体的な提案や意見等を伺うため、参加事業者に対して、意見交換の実施までに資料等を貸与する予定です。

貸与を希望する場合は、別紙2「守秘義務に関する誓約書」（以下「守秘義務誓約書」といいます。）に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出してください。事務局が参加申込書及び守秘義務誓約書の提出を確認した後、資料を順次貸与します。資料の郵送代は参加事業者の負担となります。

[貸与予定資料等]

資料等の名称	資料等の概要
市場調査の参考提示資料	本事業の具体化に向けて、本市が今後の検討に必要と考える主な項目を示した資料
対象管路（基幹管路・配水支管）の一覧（案）・集計表	本事業の対象管路の一覧案及び各路線について現時点で本市が想定する基本条件案（断水条件、口径設定等）を示した資料
対象管路（基幹管路・配水支管）の管路台帳	本事業の対象管路の路線情報及び基本条件案を示した資料
対象管路（基幹管路・配水支管）の位置図	本事業の対象管路案の位置図
管路情報（竣工図等）の一部抜粋	本事業の対象管路案の検討に必要な竣工図等

ア 守秘義務誓約書の提出期限

令和 8 年10月 9 日（金曜日）午後 5 時まで

イ 守秘義務対象資料の貸与期間

令和 8 年 9 月下旬から意見交換終了後 1 か月以内

ウ 「破棄義務遵守に関する報告書」の提出

守秘義務誓約書に基づき、意見交換終了後1か月以内に守秘義務対象資料を破棄してください。破棄完了後、別紙 3 「破棄義務遵守に関する報告書」に記入、押印のうえ、事務局へ郵送により提出してください。

エ 目的外使用の禁止

本市から貸与した資料を、本市場調査以外に使用することは認めません。

（４）参加事業者との意見交換

意見交換は、参加事業者ごとに対面形式により実施します。

ア 実施期間

令和 8 年 9 月28日（月曜日）から令和 8 年10月28日（水曜日）まで（予定）

※本市が必要と判断した場合は、実施期間を延長することがあります。

イ 実施日時・場所

参加申込書の受領後、参加事業者ごとに日時及び場所を個別に調整し、順次実施します。

ウ 参加人数

複数の法人グループでの参加も可能ですが、原則、1 グループ 5 名程度までとしてください。5 名超で参加を希望される場合は、あらかじめ事務局へご相談ください。

エ 実施方法

各参加事業者につき 1 回程度（1回当たり 2 時間程度）を予定しています。意見交換の結果を踏まえ、必要に応じて追加の意見交換を実施する場合があります。

3 参加事業者を求める提案や意見等

（１）本官民連携事業の概要

ア	事業目的	・ 令和 17 年度までに全ての鋳鉄管を解消し、水道施設全体の南海トラフ巨大地震対策を完了すること。 ・ 令和 35 年度までに使用可能年数超過管路を全て解消するため、優先度の高い管路から計画的に更新すること。 ・ 重要施設に至る管路や基幹管路ネットワーク構成管路の耐震化による上町断層帯地震対策を着実に推進すること。
---	------	---

イ	対象事業	・基幹管路のうち、铸铁管の更新・撤去並びに非耐震適合管及び使用可能年数超過管路等の更新 ・更新対象となる基幹管路に近接し、一体施工による効率化が見込まれる配水支管の更新 ・配水支管のうち、施工難度が高い水管橋及び軌道横断管路の更新
ウ	対象場所	・ 大阪市内一円
エ	事業期間	10 年程度（令和 11 年度から令和 20 年度）を想定

（２）本事業の実現に向けて求める提案や意見等

本事業の実現に向けて、事業内容及び事業スキーム等に関し、次の項目について提案や意見等を伺います。

ア 本市が想定する前提条件

- ・ 官民連携手法を活用し、計画・設計・施工・施工監理・運営の一連の業務を一括して民間事業者委ねることで、管路更新ペースの引上げが見込まれること。
- ・ 市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間全体を通じた事業費の縮減効果が確保されること。
- ・ 民間事業者委ねる業務範囲と役割分担が明確であり、官民双方が適切にリスクを分担できる事業スキームであること。
- ・ 民間事業者の専門性、技術力、創意工夫及びノウハウを活用できること。
- ・ 本事業に参画可能な事業者が著しく限定される事業スキームでないこと。

イ 確認する主な事項

- ・ 事業期間、事業対象及び事業規模の妥当性
- ・ 事業スキーム及び官民の役割分担の妥当性
- ・ リスク分担の妥当性
- ・ VFM の確保
- ・ 民間事業者の技術力、創意工夫及びノウハウの活用可能性
- ・ 複数の法人又は法人グループの参入可能性
- ・ その他、本事業の実現性及び効率性を高めるための提案

（３）提案や意見等の提示方法

各参加事業者における提案や意見等については、意見交換の際にお示しいただくことを基本とします。なお、意見交換において説明資料等を用意する場合は、可能であれば、事前に事務局まで提出してください。

4 市場調査結果の概要の公表等

市場調査の結果については、今後予定している本事業の公募に際し、公平性及び透明性を確保する観点から、本市で取りまとめたうえで、概要を大阪市水道局ホームページで公表する予定です。ただし、参加事業者の名称及びノウハウに関する内容は非公表とします。

5 留意事項・その他

- ・ 市場調査においていただいた提案や意見等は、今後の本事業の検討に際して参考としますが、必ずしも採用するものではありません。
- ・ 市場調査は、参加事業者に対して、今後予定している本事業の公募への参画を義務付けるものではありません。
- ・ 市場調査への参加実績は、今後公募を実施した場合の事業者選定時の評価対象にはなりません。
- ・ 市場調査に要する費用の支弁や報酬等の提供はありません。
- ・ 本市は、必要に応じて追加の市場調査、意見交換、アンケート又は問合せ等を実施する場合があります。

6 スケジュール

項目	日程
参加申込書の受付期限	令和8年10月9日（金曜日）午後5時まで
守秘義務に関する誓約書の提出期限	令和8年10月9日（金曜日）午後5時まで
貸与資料の貸与期間	令和8年9月下旬から意見交換終了後1か月以内
意見交換の実施期間	令和8年9月28日（月曜日）から令和8年10月28日（水曜日）まで（予定）
市場調査結果概要の公表 予定時期	令和9年1月以降

※ 参加申込み及び守秘義務に関する誓約書の提出を受けた事業者から、順次、資料貸与及び意見交換を実施します。

7 事務局

大阪市水道局工務部計画課

所在地： 〒559-8558

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

T E L : 06-6616-5510

F A X : 06-6616-5519

Mail : kanro-pfi@suido.city.osaka.lg.jp

担当者： 中村、田林

管路更新ペースの引上げに向けた官民連携手法の具体化に係る
市場調査参加申込書

令和 8 年 月 日

会社名		業 種	
所在地			
担当者氏名		部署名	
Tel		Mail	

1 参加資格について

参加資格要件は、次のいずれかを満たす法人又は法人のグループとします。該当する項目を選択し、必要事項をご記入ください。

☐ 実施要領（P. 1）の 2（1）参加資格アに該当される方

[応募した事業名称]

☐ 実施要領（P. 1）の 2（1）参加資格イに該当される方

[応募した事業名称]

☐ 実施要領（P. 1）の 2（1）参加資格ウに該当される方

[受注した事業名称（主なもの）]

☐ 実施要領（P. 1）の 2（1）参加資格エに該当される方

2 市場調査の参加に際しての提案や意見等

現時点で、提案したい内容や特に意見交換をしたい内容等がありましたら、下記の記入欄にご記入ください。

[記入欄]

3 参加予定者について

参加予定者をご記入ください。複数の法人グループでの参加も可能ですが、原則、1グループ5名程度までとしてください。5名超で参加を希望される場合は、あらかじめ事務局へご相談ください。

	役職又は部署	氏名		役職又は部署	氏名
1			2		
3			4		
5					

4 市場調査の希望月日等について

令和8年9月28日（月）から令和8年10月28日（水）までの間で、ご希望される月日及び時間帯をご記入ください。ただし、ご希望の日時に沿えない場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

希望順位	月日	時間帯			
第1希望	月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでも可	
第2希望	月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでも可	
第3希望	月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでも可	
第4希望	月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでも可	
第5希望	月 日（ ）	☐ 午前	☐ 午後	☐ どちらでも可	

5 参加申込にあたっての留意事項

- (1) メールの件名は、「市場調査の参加申込書」としてください。
- (2) 事務局において「参加申込書」の受領確認後、担当者へ受領確認の通知を電子メールで送信します。
- (3) 守秘義務対象資料の貸与を希望される場合は、「参加申込書」とは別途に、「守秘義務に関する誓約書」に記入、押印のうえご提出ください。ご提出を確認した後に、守秘義務対象資料を貸与します。
- (4) 意見交換の日時及び場所については、「参加申込書」を受領後に、担当者と調整します。
- (5) 意見交換当日に、氏名を確認できるもの（社員証等）をご提示ください。

守秘義務に関する誓約書

令和 8 年 月 日

大阪市水道事業管理者 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

当社は、今般、大阪市（以下「市」といいます。）から、管路更新ペースの引上げに向けた官民連携手法の具体化に係る市場調査への参加を目的（以下「本目的」といいます。）として、本実施要領に係る参加申込書及び本誓約書を提出した者にのみ貸与される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の貸与を受けることを希望します。守秘義務対象資料の貸与を受けるにあたっては、次の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第 1 条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の貸与を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を市に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与することができるものとします。
- 3 当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を貸与した者に対し、本書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がかかる義務に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第 2 条（秘密の保持）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し貸与しません。但し、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により貸与の義務が課される場合はこの限りではありません。

第3条（善管注意義務）

当社は、市から貸与を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、市又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に貸与された場合には、市又は情報提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

市から貸与を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により市及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により市及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、第7条第1項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄の前後を問わず、また当社が今後予定される事業の実施に係る入札を行わなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより市又は第三者（市に対して守秘義務対象資料を貸与した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（印刷物等の破棄等）

- 1 守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれらに限りません。）は、破棄義務遵守に関する報告書の提出期日までに（又は本書の違反等により市が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。
- 2 前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合、及び、法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。

破棄義務遵守に関する報告書

令和 8 年 月 日

大阪市水道事業管理者 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

当社は、大阪市から、管路更新ペースの引上げに向けた官民連携手法の具体化に係る市場調査に参加することを目的として、守秘義務誓約書の提出を条件とする守秘義務対象資料の貸与を受けましたが、同誓約書に基づき、下記のとおり印刷物等の破棄を完了したことを報告します。

記

破棄完了日	
破 棄 方 法	